

2021年4月14日

埼玉県教育委員会  
教育長 高田直芳 様

埼玉県教職員組合  
中央執行委員長 北村純一



## 埼玉県学力・学習状況調査のC B T化に関する質問と要請

2021年4月から、全国の公立小中学校に「一人一台端末」が配備され、「G I G Aスクール構想」に基づいたI C T活用が促進されようとしています。当初、文科省は2023年度に通信環境を整備するとしていたものを、コロナ禍におけるオンライン学習の推進を求める声を背景に、「一人一台は令和の学びの『スタンダード』」（文科省）として「前倒し」を進めています。「とにかくI C T化を」と前のめりの姿勢です。

しかし、この問題は一人一台端末配備だけにとどまらず、教育のあり方を根本から変えるものとともに、教職員の働き方にも影響を及ぼします。また、民間教育産業の歯止めのない公教育への参入や、教育格差の拡大など多くの課題があります。

埼玉県教育委員会は4月1日、「「C B T導入推進事業」業務委託」にかかわる企画提案競技公募要領等をHP上に掲載し公募を開始しました。その目的は埼玉県学力・学習状況調査（以下、県学調）をC B T化するための課題検証としています。学校現場では、年度末からタブレット端末の納品やW i - F i設置工事などが急速に進められ、教職員は年度の切り替わり時期に初期設定や研修に終われ、負担が増加しています。「端末を入れるのが先決で、そのほかのことが追いついていない」（4月8日付、埼玉新聞）という声が現場からも上がるように、課題は山積している状況です。中教審答申においても「児童生徒の健康面への影響にも留意する必要がある」「I C Tを活用すること自体が目的化してしまわないよう、十分に留意する必要がある」という記載もあるにもかかわらず、県学調をC B T化し、I C T機器の使用を押し付ける拙速な施策に対し、以下の質問と要請をします。

### 記

1. 「C B T導入推進事業」業務委託 企画提案競技に係る仕様書について、質問します。

#### 【1. 事業の概要について】

- (1) 学校現場では端末が入ったばかりで、その活用の仕方やルールなどについてすら議論ができていない状況の中で拙速に県学調のC B T化に向けた施行調査を行う理由は何かを明らかにしてください。
- (2) 調査対象校はどのように選定を行うのか明らかにしてください。
- (3) 県内の市町村に整備された端末のO Sごとの割合を明らかにしてください。
- (4) キーボード入力能力測定調査を行う理由と学力調査の関係性を明らかにしてください。
- (5) I C T端末はあくまでツールの1つであり、子どもたちの実態や発達段階に応じた授業設計が大

切であると考え、ICTを活用した学習にたいする意欲や意識、学習方法、学習環境に関する事項について質問調査を行うその理由は何かを明らかにしてください。

- (6) 調査日の予定が現時点で2021年9月中～下旬とあるが、選定された9校は、今年度5月実施予定の県学調とは別に、この調査が実施されるのかを明らかにしてください。

## 【2. 委託内容について】

- (1) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築に関して受託者に作成・提案させる内容となっておりますが、受託者に丸投げのような印象を受けます。県教委としてどのように係っていくのか、その姿勢を明らかにしてください。
- (2) 調査実施説明等の学校訪問に関して、実証校の「調査担当者」というのは、具体的にどのような者(ex,校務分掌等)を指しているのか、明らかにしてください。
- (3) 学力の伸び(経年変化)の測定に向けた調査結果の分析において、その結果を児童生徒に返却しない理由を明らかにしてください。
- (4) CBTシステムの構築に係って、「児童生徒の転出入(県内及び県が指定する他県自治体)」と記載があるが、「県が指定する他県自治体」とは具体的にどこを指しているのか、明らかにしてください。
- (5) CBTシステムの構築のウ調査結果の取得・管理に係って、「調査結果は検索可能な形で」と記載があるが、誰が検索することを想定した記載なのか、明らかにしてください。

2. 「教育のICT化」やオンライン教育が子どもと教育に与える影響は極めて大きいものであるとともに、十分な議論や子どもたちの発達段階に応じた配慮等が必要であるという立場から、下記について要請します。

- (1) ICT活用を自己目的化せず、子どもたちの成長・発達のための「ツール」として、教職員がその有効な活用方法を集団的に検討できる環境づくりと自主的な授業を創造するとりくみを後押しする手立てをしてください。
- (2) 機械的にデジタル教材を活用するのではなく、子どもの実態や発達段階・健康状態に応じた活用やルール作りを行うよう、周知徹底を図ってください。
- (3) 受託者を含めた民間教育産業などに膨大な教育データが集積・管理される危険性があることから、子どもたちの個人情報を守るために必要なルールの確立と環境整備を行ってください。
- (4) ICT機器の配置・管理・使用方法の確立などについて、教職員に多くの負担がかかっていることから、拙速な配置や活用をすすめるのではなく、丁寧な議論を踏まえた活用をすすめるとともに、必要な教職員の増員を図ってください。